

母子及び寡婦福祉法の改正に伴う関係条例の整理に関する条例をここに公布する。

平成二十六年九月二日

奈良県知事 荒井正吾

#### 奈良県条例第十四号

母子及び寡婦福祉法の改正に伴う関係条例の整理に関する条例

(奈良県事務処理の特例に関する条例の一部改正)

**第一条** 奈良県事務処理の特例に関する条例(平成十二年三月奈良県条例第三十四号)の一部を次のように改正する。

別表第二の十六の項事務の欄中「母子及び寡婦福祉法」を「母子及び父子並びに寡婦福祉法」に改める。

(奈良県児童福祉施設の設備及び運営の基準に関する条例の一部改正)

**第二条** 奈良県児童福祉施設の設備及び運営の基準に関する条例(平成二十四年十二月奈良県条例第三十九号)の一部を次のように改正する。

第四十五条中「母子自立支援員」を「母子・父子自立支援員」に、「母子福祉団体」を「母子・父子福祉団体」に改める。

第一百十三条第二項中「母子自立支援員、母子福祉団体」を「母子・父子自立支援員、母子・父子福祉団体」に改める。

(奈良県婦人保護施設の設備及び運営の基準に関する条例の一部改正)

**第三条** 奈良県婦人保護施設の設備及び運営の基準に関する条例(平成二十四年十二月奈良県条例第四十号)の一部を次のように改正する。

第十七条中「母子福祉団体」を「母子・父子福祉団体」に、「母子相談員」を「母子・父子自立支援員」に改める。

#### 附則

この条例は、平成二十六年十月一日から施行する。